| 制度の名称 | 制度の概要 | 対象者 | 内　　容 | 標準処理期間 | 「その他」または「60日以内」の場合、その理由等 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| バス待合所整備補助金 | バス利用者の利便性向上を図る整備のため、補助対象要件に該当する市内バス待合所に係る経費の一部を補助します。 | 一般乗合旅客自動車運送事業者又は町内会等 | ◎補助の対象<br>　バス待合所の修繕・新設の他、ベンチ設置等、下記(1)～(3)に該当する市内待合所に係る経費。<br>（1）市が進める交通施策における交通結節点となる主要バス停に係る待合所<br>（2）老朽化等により緊急に安全対策を施す必要があると市が認めたバス停に係る待合所<br>（3）その他、市が必要と認めたバス停に係る待合所<br><br>【一般乗合旅客自動車運送事業者】<br>（1）は経費の8割を限度とする。<br>（2）（3）は経費の5割を限度とする。<br><br>【町内会等】<br>（1）～（3）の経費の8割を限度とする。<br><br>※新規設備の場合、設置要件を確認の上、申請者において関係各機関と運用面及び安全面等の合意を得て下さい。また、設置後は申請者の維持管理となりますのでご留意ください。 | 14日以内 | | 地域交通課<br>℡0956-24-1111<br>内線 2775<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>koukou@city.sasebo.lg.jp |
| 草刈り除草奨励金 | 市道を安全かつ快適に通行することを目的とする草刈り除草に対して、奨励金を交付します。 | 自治会、町内会等 | 1㎡当たり28円 | 14日以内 | | 道路維持課<br>℡0956-24-1111<br>内線2944、2970<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>douroiji@city.sasebo.lg.jp |
| 里道及び公衆用道路事業交付金 | 里道（公衆用道路を含む）を安全に通行することを目的として行う舗装工事等の一部を交付します。 | 自治会、町内会等 | 実施設計額の7割以内<br>ただし、公衆用道路で災害時（国の採択基準による）の場合は10割以内 | 7日以内 | | 道路維持課<br>℡0956-24-1111<br>内線 2948～2949<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>douroiji@city.sasebo.lg.jp |
| 水路整備事業交付金 | 対象水路は公図上青線（水路）ではないが、それに準ずる水路で、かつ、現在、公共の用に供しているもので、市街化区域内及び都市計画区域として政令で定められない住宅密集地、地目が用悪水路となっているもの | 自治会、町内会等 | 実施設計額の7割以内<br>10戸以上の集落地からの流水による水路の整備費の一部を交付します。 | 7日以内 | | 道路維持課<br>℡0956-24-1111<br>内線 2948～2949<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>douroiji@city.sasebo.lg.jp |

| 制度の名称 | 制度の概要 | 対象者 | 内　　容 | 標準処理期間 | 「その他」または「60日以内」の場合、その理由等 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 町内、自治会集会所等施設整備補助金 | 公民館、集会所等の施設整備費の一部を補助します。 | 自治会、町内会等 | 【新築】<br>補助率1/3、上限800万円<br>【増改築、修繕・施設敷地隣接の駐車場整備】<br>補助率1/3、上限266万円<br>【施設の上下水道設備整備】<br>補助率1/3、上限50万円<br>【設備備品整備】<br>補助率1/3、<br>AED設置は上限12万円、それ以外は上限50万円<br>ただし、町内放送設備を含む場合は上限70万円<br>【掲示板整備】<br>補助率1/3、上限8万円 | 7日以内 | | コミュニティ・協働推進課<br>℡0956-24－1111<br>内線　2252～2254<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>comkyo@city.sasebo.lg.jp |
| 防犯灯電灯料支払事業補助金 | 協定を締結した自治会、町内会等が所有する防犯灯の電灯料を支払う事業者へ補助します。 | 株式会社　西九州させぼパワーズ | 防犯灯1灯につき10W料金を補助する。（自治会、町内会は事前の協定締結が条件） | 14日以内 | | 市民安全安心課<br>℡0956-25-9607<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>simian@city.sasebo.lg.jp |
| LED防犯灯更新維持管理事業補助金 | 協定を締結した自治会、町内会等が所有するLED防犯灯の更新費用の一部を補助します。 | 株式会社　西九州させぼパワーズ | LED防犯灯更新費用の2分の1（自治会、町内会は事前の協定締結が条件） | 14日以内 | | 市民安全安心課<br>℡0956-25-9607<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>simian@city.sasebo.lg.jp |
| 地域防犯活動事業補助金 | 町内会等、防犯ボランティア登録団体が行う防犯活動に要する物品の購入費等の一部を補助します。 | 自治会、町内会等、防犯ボランティア登録団体 | 補助率は1/2で上限5万円<br>複数の町内会等で申請の場合は1町内会あたり上限3万円<br>※3年に1回に限り補助金を交付 | 14日以内 | | 市民安全安心課<br>℡0956-25-9607<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>simian@city.sasebo.lg.jp |
| 防犯カメラ設置事業費補助金 | 町内会、地区自治協議会が防犯カメラの新規設置に要する費用の一部を補助します。 | 町内会、地区自治協議会 | 補助率は1/2で上限15万円/台<br>1町内会につき1台を限度 | 14日以内 | | 市民安全安心課<br>℡0956-25-9607<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>simian@city.sasebo.lg.jp |
| 敬老会助成金 | 高齢者の長寿をお祝いする敬老会等の敬老行事を開催した場合、助成金を交付します。 | 自治会、町内会等 | 対象者の名簿の提出が必要です。<br>75歳以上者人数×600円 | 60日以内 | 敬老の日前後に申請が集中し、審査に時間を要するためです。 | 健康づくり課<br>℡0956-25-8850（直通）<br>内線　5541<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>kenkou@city.sasebo.lg.jp |
| 資源集団回収報奨金 | 資源の集団回収を実施する団体等に対して、報奨金を交付します。 | 自治会、町内会等 | 資源回収業者が買い上げ等を行った量に応じて交付。<br>① 古紙類・空き缶類：5円/kg<br>② 空きびん類：5円/本 | 30日以内 | | 廃棄物減量推進課<br>℡0956-32-2428<br>内線　7210-51～55<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>recycl@city.sasebo.lg.jp |

【補助金（自治会・町内会向け）】

| 制度の名称 | 制度の概要 | 対象者 | 内　　容 | 標準処理期間 | 「その他」または「60日以内」の場合、その理由等 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ごみステーション整備補助金 | ごみステーションの整備促進を図るため、整備費の一部を補助します。 | 自治会、町内会等 | ・不燃ごみ・資源物ステーションが経費の2/3、上限40万円<br>・可燃ごみステーションが経費の2/3、上限5万円<br>① 設置場所は収集作業が行い易い場所であること。<br>② 土地所有者及び隣接住民の承諾を得ていること。 | 14日以内 | | 廃棄物減量推進課<br>℡0956-32-2428<br>内線　7210-56～57<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>recycl@city.sasebo.lg.jp |
| 上下水道管埋設道路等整備補助金 | 里道（公衆用道路）、水路、農道等に上下水道管が埋設されている道路等の整備を行われる場合、市補助金交付対象事業（里道補助）については補助します。 | 自治会、町内会等 | 総事業費から市補助金額を差し引いた地元負担額の1/2。上下水道管の保護及び事故防止や維持管理の推進を図られるもの。 | 14日以内 | | 水道局水道維持課<br>℡0956-24-1151<br>内線　3534<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>suiji@city.sasebo.lg.jp<br>水道局下水道事業課<br>℡0956-24-1151<br>内線　3552<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>suiges@city.sasebo.lg.jp |
| 給水本管等布設替工事補助金 | 経年化した個人所有の給水本管等の布設替え工事に対し補助します。 | 給水区域内の給水本管等の所有者等 | ①給水本管及び給水管は布設後原則25年を経過していること。<br>②給水管は配水管から直接其々に分岐され、2世帯以上の使用者へ給水が行われていること。<br>③給水本管は給水本管寄付採納事務要綱第4条第2項に該当していないこと。<br>④集合住宅等へ専用に引き込まれた給水管でないこと。<br>⑤給水本管等は公道又は公道に準じる道路に布設されているもので、維持管理等に支障がないと認めたもの。<br>⑥公道に準じる道路に布設されている場合は、給水本管布設後の土地所有者等の埋設承諾書が提出されること。<br>工事費用の一部：1/2補助 | 14日以内 | | 水道局水道維持課<br>℡0956-24-1151<br>内線　3540<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>suiji@city.sasebo.lg.jp |
| まちづくり促進事業費補助金 | 佐世保市のまちづくり活動及び生涯学習活動の基盤である自治会、町内会等の振興を図ることを目的として、①体育・レクレーション活動、②文化活動、③ふるさとづくり活動、④研修活動に対し、活動費または事業費を補助します。 | 自治会、町内会等 | 世帯数に応じ、次のとおり交付します。<br>世帯数99以下　　15,000円<br>〃　100～599　　20,000円<br>〃　600～999　　25,000円<br>〃　1,000以上　30,000円 | その他（理由→） | 交付申請は各地区コミュニティセンターへの申請書の提出をもって行うこととしており、各地区での取りまとめ後に審査を行い交付決定するものです。 | 教育委員会教育総務部社会教育課<br>℡0956-37-6115<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>syakai@city.sasebo.lg.jp |